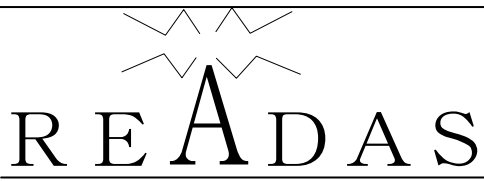


第 5619 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2016年)平成28年 12月 26日 月曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）  
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## ⇩ 悪質法人に対する追徴

**Q**：悪質な法人に対する調査でかなりの税額が追徴になっているとか。どのようになっているのですか？

**A**：次のようになっています。

### 【解説】

さきごろ、平成27事務年度の法人税等の調査実績が公表され、悪質な法人に対する調査についてもその内容が明らかにされています。

概要は、次のとおりです。

#### ①無申告法人

事業を行っているが見込まれる無申告法人に対し実地調査を実施し、法人税46億円（前年対比142.5%）、消費税40億円（同113.0%）が追徴課税されました。

#### ②消費税還付申告法人

不正還付等を行っていると思われる消費税還付申告法人7千5百件（前年対比100.4%）に対し実地調査を実施し、消費税152億円（同197.4%）が追徴課税されました。また、そのうち8百件（同105.2%）が不正に還付金額の水増しなどを行っており、30億円（同266.4%）が追徴課税されました。

#### ③海外取引法人

海外取引法人等に対する実地調査を1万3千件（前年対比100.7%）実施したところ、海外取引等に係る非違があったものが3千4百件（同98.0%）で、申告漏れ所得金額が2,308億円（同104.6%）でした。

